

評価に係る中山間地域等直接支払交付金実施要領等の規定

○ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針（抜粋）

平成 27 年農林水産省告示第 756 号

第 3 多面的機能発揮促進事業に関する基本的な事項

4 その他

国は、法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価を行うための第三者機関を設置する

○ 中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知

第 8 第三者機関の設置

1 国は、（中略）交付金の交付状況の点検及び効果の評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者機関を設置する。

2 （略）

第 13 交付金交付の評価

1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。

2・3 （略）

4 農村振興局長は（中略）、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。

○ 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（抜粋）

平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号構造改善局長通知

第 17 交付金交付の評価

1 実施要領第 13 の 1 の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。

(1) 中間年評価は、令和 5 年 8 月末までに実施する。

(2) 最終評価は、平成 6 年 8 月末までに実施する。

2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況及び別記 7 における作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施の確認方法等について行う。

3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第 9 の 1 の (3) から (9) までの措置を講ずるものとする。